

平成21年度科学研究費補助金「新学術領域研究」に係る  
審査概況とその検証結果

平成21年11月26日

科学技術・学術審議会学術分科会

科学研究費補助金審査部会

## 平成21年度「新学術領域研究」に係る応募研究領域、研究課題の 審査概況とその検証

今回、審査概況の確認とその検証を行ったのは、平成21年度において実施した「新学術領域研究」に関する審査である。

「新学術領域研究」は、既存の研究分野の枠に収まらない新興・融合領域や異分野連携などの意欲的な研究を適切に見出し支援するために、従来の「特定領域研究」と「学術創成研究費」を発展的に見直し、学術の水準の向上・強化につながる新たな研究領域や革新的・挑戦的な学術研究の発展を促すことを目的とする研究種目として平成20年度に新設した研究種目である。

「新学術領域研究」には、従来の「特定領域研究」のメリットを活かした「研究領域提案型」と、課題単位で従来の分科・細目の範疇に収まらない挑戦的な研究提案を支援する「研究課題提案型」の2つの区分を設定している。それぞれ別の公募内容で応募を受け付けるとともに、審査組織も別に設け審査している。

(注) 文中に使用する用語は、一般的な呼称等を活用した要約の上表記している。

- ・ 「新学術領域研究(研究領域提案型)」 = 「研究領域提案型」
- ・ 「新学術領域研究(研究領域提案型)」の領域代表者 = 「領域代表者」
- ・ 「新学術領域研究(研究課題提案型)」 = 「研究課題提案型」
- ・ 「科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会」 = 「審査部会」
- ・ 「研究領域提案型」に係る応募研究領域 = 「研究領域」
- ・ 「研究領域」を構成する応募研究課題(計画研究・公募研究)又は「研究課題提案型」に係る応募研究課題 = 「研究課題」
- ・ 応募時に提出する「研究領域」の計画調書 = 「領域計画書」
- ・ 研究課題の研究計画調書 = 「計画調書」
- ・ 「研究領域提案型」の審査を担当する「人文・社会系委員会」、「理工系委員会」及び「生物系委員会」 = 「各系委員会」
- ・ 「研究領域提案型」の審査を担当する「各系委員会」及び「複合領域委員会」の総称 = 「各委員会」
- ・ 「研究領域提案型」(公募研究)の審査を担当する委員会 = 「専門委員会」
- ・ 「研究課題提案型」の審査を担当する委員会 = 「研究課題提案型委員会」
- ・ 「各委員会」、「専門委員会」、「研究課題提案型委員会」又は「レフェリー」が行う「審査に係る調査(採択候補研究領域・研究課題の選定全般)」 = 「審査」
- ・ 「各委員会」、「専門委員会」又は「研究課題提案型委員会」を構成する審査委員及び「研究課題提案型委員会におけるレフェリー」 = 「評価者」
- ・ 「評価者」が審査関係資料をもとに個別に行う審査 = 「書面審査」
- ・ 「各委員会」、「専門委員会」又は「研究課題提案型委員会」が「書面審査」、「ヒアリング」の結果を踏まえて行う合議による採択候補研究課題の選定 = 「合議審査」
- ・ 日本学術振興会「電子申請システム」 = 「電子申請システム」
- ・ 「平成21年度 科学研究費補助金 系・分野・分科・細目表」 = 「系・分野・分科・細目表」
- ・ 科学研究費補助金における評価に関する規程 = 「評価規程」
- ・ 科学研究費補助金「新学術領域研究」の審査要綱 = 「審査要綱」

## I 「新学術領域研究（研究領域提案型）」の審査

### 【新規の研究領域の審査】

#### 1. 審査概況

##### (1) 応募書類の受付

「研究領域提案型」の応募書類は「電子申請システム」を活用して応募する方式を採っており、

- ① 全ての領域代表者が提出（研究組織及び経費欄の一部は各計画研究の研究代表者が入力）する「領域計画書」（平成20年12月12日までに提出）、
- ② ヒアリング対象となった研究領域について、当該研究領域を構成する計画研究の研究代表者が各自作成し、領域代表者が取りまとめて提出する「計画調書」（平成21年4月22日までに提出）、

の二段階に分けて提出することとしている。

また、「研究領域提案型」では、審査を希望する区分を「人文・社会（人社）」、「理工」、「生物」、「人社・理工」、「人社・生物」、「理工・生物」、「人社・理工・生物」から必ず一つ選択することとしている。

##### (2) 審査体制

審査は、審査部会に置かれた各委員会において実施した。（注1）

また、合議審査に当たっては、前述の「審査を希望する区分」に応じ、次のように担当する委員会を定めている。

審査を希望する区分	「人文・社会（人社）」	⇒	「人文・社会系委員会」
	「理工」	⇒	「理工系委員会」
	「生物」	⇒	「生物系委員会」
	「人社・理工」	}	⇒ 「複合領域委員会」
	「人社・生物」		
	「理工・生物」		
	「人社・理工・生物」		
	「人社・理工・生物」		

各系委員会は、過去の領域型研究の応募状況や各評価者の専門性等を勘案して1委員会当たり10数人から20数人の評価者で構成しており、また、複合領域委員会は、「人文・社会系委員会」、「理工系委員会」及び「生物系委員会」の3つの委員会を構成する評価者の中から6人ずつ選定した評価者で構成している。

また、ヒアリング対象となった研究領域については、関連分野に精通する研究者（評価者以外の者）に対し「領域計画書」及び「計画調書」に関する審査意見書の作成を依頼している。

(注1) 平成21年4月以降は「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」(平成21年3月23日研究振興局長決定)により設置された各委員会において実施。審査部会に置かれた各委員会をそのまま継承したため、各委員会の構成に変更はない。

### (3) 審査手順

審査は、概ね次の手順で進めている。

#### ① 領域計画書の書面審査(平成21年2月上旬～3月上旬)

各系委員会を構成する評価者があらかじめ領域計画書ごとに書面審査を実施。この段階では、審査を希望する区分について複数の「系」を選択した研究領域であっても、選択されたそれぞれの「系」で審査を行う。各研究領域の書面審査に当たっては、審査基準に基づき「評点」を付すこととなっている。

#### ② 合議によるヒアリング対象研究領域の選定(平成21年3月下旬～4月上旬)

ヒアリング対象研究領域は、各委員会を構成する評価者が一堂に会し合議により選定している。

審査を希望する区分について「人文・社会(人社)」、「理工」又は「生物」と選択した研究領域については、それぞれ選択された委員会で書面審査結果を集計し、その内容も踏まえながら合議によりヒアリング対象研究領域を選定している。

審査を希望する区分について複数の「系」を選択した研究領域については、それぞれ選択された委員会で書面審査結果を集計するとともに、複合領域委員会における議論の参考となるような審査意見を集約する。複合領域委員会においては、各系委員会における書面審査結果等を踏まえながら合議によりヒアリング対象研究領域を選定している。

なお、ヒアリング対象研究領域数は、各委員会における採択予定件数の倍数程度を目安として選定している。

#### ③ 審査意見書の作成(平成21年5月上旬～5月下旬)

ヒアリング対象となった研究領域については、採択候補研究領域及び当該研究領域の計画研究の採択候補研究課題を選定する際の資料とするため、「領域計画書」及び「計画調書」に関する審査意見書を作成している。

なお、審査意見書作成者は、審査要綱の規定で「ヒアリング対象研究領域ごとに学術調査官が推薦する関連分野に精通する研究者」の中から主査が3名程度の者を選考することとなっているが、より適切に人選を行うため、各委員会の評価者から「審査意見書作成者の候補者情報」の提供を受け、学術調査官が推薦する方式を採っている。

④ 領域計画書及び計画調書の書面審査（平成21年6月上旬～6月中旬）

各委員会を構成する評価者は、作成された「審査意見書」を参照しながら「領域計画書」及び「計画調書」に係る書面審査を実施している。この段階の書面審査は、ヒアリングの実施に向け研究領域を構成する各研究課題の「計画調書」の内容精査に力点を置いたものである。

⑤ ヒアリングの実施（平成21年6月中旬～7月上旬）

各委員会を構成する評価者が一堂に会し、「領域計画書」、「計画調書」、「審査意見書」及びヒアリング対象研究領域が作成する「プレゼンテーション資料」をもとに、各委員会においてそれぞれヒアリングを実施している。ヒアリングにおいては、各研究領域としての研究内容から研究領域を構成する各研究課題の研究内容に至るまで、様々な観点で質疑が行われる。

（参考：科学研究費補助金「新学術領域研究」の審査要綱（抜粋）			
【ヒアリングの進め方（時間配分の目安）】			
時間配分は、以下を目安とするが、質疑応答等のためにやむを得ない場合は、主査の判断により必要な範囲で増減することができる。			
・ 領域代表者等から応募研究領域の説明	15分	}	40分
・ 質疑応答	20分		
・ 審議及びコメントの記載	5分		

⑥ 採択候補研究領域及び採択候補研究課題の選定

ヒアリング終了後、審査結果を踏まえながら合議により採択候補研究領域及び採択候補研究課題を選定。最終的に採択研究領域数は次のとおりである。

「人文・社会系委員会」担当分	1 研究領域採択	（応募数	10 研究領域）
「理工系委員会」担当分	10 研究領域採択	（応募数	103 研究領域）
「生物系委員会」担当分	6 研究領域採択	（応募数	63 研究領域）
「複合領域委員会」担当分	4 研究領域採択	（応募数	41 研究領域）

## 2. 「一連の審査概況」に対する審査部会としての検証結果

### (1) 「応募書類の受付」について

本研究種目では、他の研究種目にはない取り組みとして、「研究領域提案型」の応募書類を二段階に分けて提出（当初応募時は「領域計画書」のみ提出。）する方式を採用している。この方式により、ヒアリング対象研究領域選定までの評価者の負担が多少軽減され、全体的には効率的な審査が実施できたものとする。

また、応募者側にとっても、ヒアリング対象となった研究領域の関係者が「領域計画書」の内容と齟齬のない範囲で、最新の研究費受給状況や業績の記載、記述内容の精査を行うことができるなど「計画調書」作成に関する利点もあると考える。

評価者の負担が多少軽減される一方で、ヒアリング対象研究領域の選定時であっても、計画研究の内容まで詳細に把握したいとの意見もある。現行の審査の仕組みでは、ヒアリング対象研究領域選定までは「領域計画書」をもとに審査を行い、計画研究の審査は、応募者からヒアリング対象研究領域選定後に提出される「計画調書」をもとに審査を行う。また、更に詳細な内容をヒアリングの中で領域代表者に質問・確認する等、一連の審査の過程において研究領域全体から計画研究の内容まで審査することとしているが、応募書類の受付方法については、引き続き検討が必要である。

## (2) 「審査体制」及び「審査手順」について

審査は、「審査要綱」に則って取り進められ、各委員会において、採択候補研究領域及び採択候補研究課題が選定された。

各系委員会は、従来の領域型研究の応募動向も参照して委員会ごとに10数人から20数人の評価者で構成しており、多様な応募内容に適切に対応する観点で概ね妥当な体制であったと考える。

複合領域委員会は、各系委員会を構成する評価者の中から6人ずつ選定した評価者で構成しており、書面審査結果とともに各系委員会における審査意見の内容も踏まえて合議を行うなど、多様な応募内容に適切に対応する観点でも概ね妥当な体制であったと考える。ただし、複合領域委員会の評価者は、各系委員会の合議審査に加え複合領域委員会担当分の合議審査も行う必要があり、将来的には、負担軽減につながる方途も検討していくことが求められる。

審査は、「書面、ヒアリングによる審査」→「結果集計」→「集計結果を踏まえつつ全体合議」と進めていくが、最終段階となる合議審査時においても、集計した結果において単に高得点のものを自動的に採択するようなことではなく、各委員会に参加した評価者全員により、評点に対する考え方、研究内容等に対する見解等に関し活発な議論が行われた。

このように、審査は、各委員会における議論を経て全体合議により決定する方式を採っており、仮に、評価者の専門が研究テーマとかなり異なり理解が難しい場合や、認識誤りに基づく評価が含まれたとしても、合議審査に至る過程で修正が図られることとなるので特段問題はないと考えられる。

平成21年度の審査より、「領域計画書」の書面審査及び「審査意見書」の作成について、「電子申請システム」を活用して審査結果を登録する方式を採っている。本方式を採ることにより、評価者の負担軽減に貢献があったが、今後も評価者にとって利用しやすいシステムづくりが求められる。

## 【継続の研究領域の審査（公募研究）】

### 1. 審査概況

#### (1) 応募書類の受付

「研究領域提案型」の公募研究の応募書類は、「電子申請システム」を活用して受け付ける方式を採っており、平成21年3月6日（金）までに計画調書の提出（送信）が完了したものを受理した。

#### (2) 審査体制

##### ①委員会組織の構成

審査は、「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」（平成21年3月23日研究振興局長決定）に基づき研究領域ごとに設置している専門委員会において、「評価規程」及び「審査要綱」に則り実施した。

##### ②専門委員会の概要

専門委員会は、公募研究の公募を行った研究領域ごとに設置しており、8名の評価者で構成している。その中には、当該研究領域を構成する研究者（領域代表者等）も一部参加している。

「公募研究」の審査に当たっては、いずれの研究課題も、専門委員会を構成する評価者のうち3人ずつの評価者（研究領域内の評価者1人と研究領域外の評価者2人）により、あらかじめ研究課題ごとに書面審査を行った。その後、その結果を集計した上で専門委員会を構成する評価者が一堂に会して委員会形式の合議審査を行った。

##### ③専門委員会における審査の状況

###### 1) 専門委員会における審査の開始

審査開始に係る手続き等の流れは概ね次のとおりである。

- i) 応募のあった計画調書等の印刷が完了した直後（4月上旬）から各評価者に対し審査資料の送付を開始。
- ii) 各評価者は、審査資料を受理した後、速やかに、利害関係者の排除に関する規定（評価規程第7条）に該当する研究課題を登録。並行して書面審査に着手。
- iii) 利害関係者の排除に関する規定に該当と登録があった研究課題については、同じ専門委員会に属する他の評価者に審査の割り振りを変更し、全ての研究課題について3人による書面審査が行われるよう対応。

iv) 書面審査は、5月中旬に〆切を設定。締切日までに書面審査を実施の上、結果については電子申請システムを通じて入力。

## 2) 書面審査の状況

「公募研究」の書面審査は、研究課題ごとに、審査に当たっての着目点を踏まえ、4種類の「評定要素」（「研究目的の独創性、妥当性」ほか）ごとに4段階の評点と、「公募要領に示された領域の研究概要との整合性」について3段階の評点を付すこととなっている。さらに、それらの評価結果に基づき、「総合評点」を5段階の評点で付すこととなっている。この判定は、担当の評価者3名がそれぞれ実施している。

また、研究領域の内容について理解を深めるため参考資料として、領域代表者に、「領域代表者の立場から見た公募研究への期待等」を作成（必要に応じA4判1枚以内で作成。）してもらい、評価者に配付する方式を導入している。

なお、この資料には公正な審査に影響を及ぼす可能性のある内容については、「記載することができない内容」として明記し、注意を促している。

### 【記載することができない内容】

- ▲ 特定の研究者、研究課題を指して有利（不利）に評価することを促すような内容。  
（なお、「計画研究でカバーできていない「〇△研究」については、領域の運営基盤を強化する観点ではできるだけ考慮したい。」という程度であれば構わない。）
- ▲ 領域全体又は研究項目当たりの採択希望数に関する内容。  
（なお、「各研究項目に理論研究者を最低1名は加えたい。」という程度であれば構わない。）
- ▲ その他、「公募要領に記載の研究概要と整合しない内容」あるいは「公募要領に記載の研究概要では読み取ることが著しく困難な内容」など、書面審査の公正さを歪めてしまうおそれのある内容。

なお、書面審査時に、「問題がある」又は「不十分である」と判断した「定型所見」を選択する方式を導入したが、当該定型所見は、合議審査及び審査結果開示の際に活用した。

## 3) 合議審査の状況

合議審査は、書面審査の結果を集計した上で実施するため、「委員会形式で行う専門委員会の審査」を平成21年6月1日～26日の約1ヶ月の間に集中して行った。

合議審査は、基本的に評価者全員で合議審査を行うが、利害関係者の排除に関する規定（評価規程第7条）に該当する場合には、当該評価者は審査に加わらない形で適切に審査が進められるような措置を執っている。

合議審査では、あらかじめ審査部会で決定した「配分を行う額の上限」及び「採択予定件数」をもとに審査が行われ、採択候補課題の決定が行われた。配分額の決定に当たっては、研究を十分に遂行できる必要な研究経費を適切に配分することとし、必要以上に減額することのないよう十分留意している。

ただし、書面審査の結果が高得点のものを自動的に採択しているようなことはなく、合議審査に参加した評価者全員により、評点に対する考え方、研究課題に対する所見の内容等に関し活発な議論が行われ、最終的に合議決定されている。

## 2. 「一連の審査概況」に対する審査部会としての検証結果

審査は、「評価規程」及び「審査要綱」に則って取り進められ、評価者の膨大な労力の投入により行われており、総じて適正に執り行われたものと判断できるが、評価者からは、審査の進め方について様々な意見等が寄せられている。

新学術領域研究（研究領域提案型）の公募研究の審査は、今年度から始まったこともあり、次年度以降の審査状況等も踏まえつつ、より良い審査システムの構築のため引き続き検討していくことが求められる。

### （審査時に寄せられた主な意見等）

- 「公募要領に示された領域の研究概要との整合性」について、新学術領域研究にとっては重要である。審査においては、「総合評点」と同等に扱ってはどうか。
- 公募研究の応募数が当初の見込みより多かったため、採択率が大変低くなったが、次回の公募時に計画研究、公募研究の予算配分を見直す機会を与えてはどうか。
- 合議審査の際に、評価を付した理由（コメント）がないと、審議を進めるのが困難なため、簡単でも良いので、審査意見は必ず書くようにすべきである。
- 問題があるとして適した定型所見が無い場合があるため、もう少し選択肢を増やしたらどうか。（例：「新学術領域の趣旨に合致していない」、「その他」として自由記述）
- 高評価であるが相対的な理由から総合評点4をつけざるを得ない場合、定型所見において不十分な項目も選ばなければいけないのは負担であり、ポジティブな評価ができる定型所見を設けてほしい。
- 定型所見について、「特筆する問題点はなかったが相対的に他の課題より劣っていた」、「提案はおもしろいがまだ準備段階に思われ、採択にまでは至らない」というような意味合いの定型所見があっても良いかと思う。

【参考 1：新学術領域研究専門委員会における審査の流れ（イメージ）】

- (1) 専門委員会に評価者を配置。

「〇△研究領域専門委員会」（8人）	
（領域内評価者）A、B、C	
（領域外評価者）D、E、F、G、H	



- (2) 評価者各自において書面審査を実施。その際、当該研究領域に応募のあった研究課題ごとに3名の評価者の割り振りを行う。割り振りにあたっては、評価者の専門性、審査担当件数等を考慮しながら行い、「利害関係者」の申し出があった場合は、他の評価者に割り振りを行う。

【複数研究項目を設定している領域で、評価者が担当する研究項目ごとに割り振りを行っている例】

（領域内評価者）	A →	（研究項目）A01、A04	（計75件）
	B →	A02	（計35件）
	C →	A03	（計40件）
（領域外評価者）	D →	A01、A03	（計80件）
	E →	A01、A02	（計75件）
	F →	A03	（計50件）
	G →	A02、A04	（計80件）
	H →	A04	（計55件）



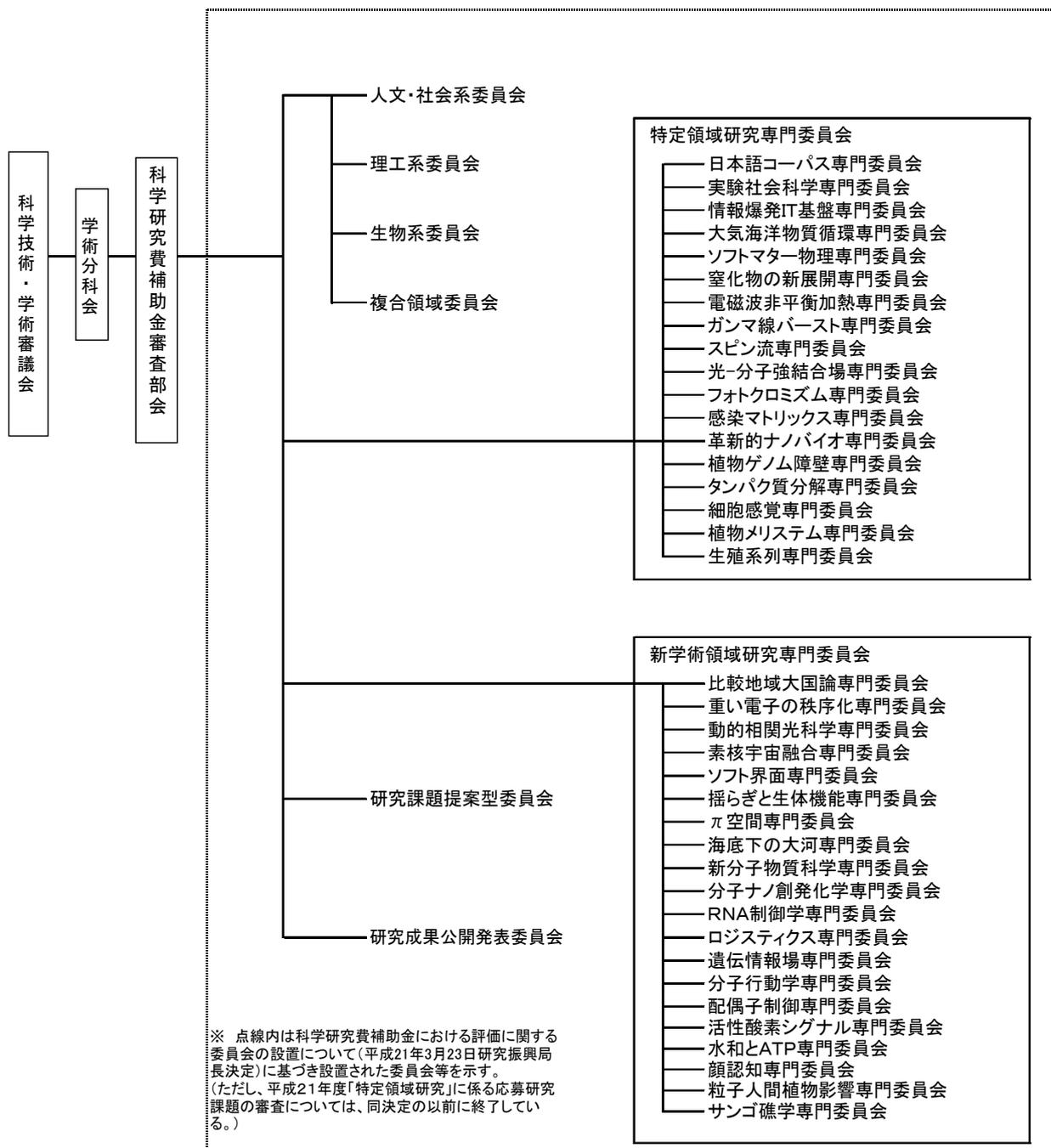
- (3) 書面審査結果を集計し、その内容も踏まえながら合議審査を実施。

合議審査は、原則として当該研究領域専門委員会を構成する、書面審査を行った評価者と同一の評価者全員が一堂に会して行う。なお、合議審査は、参加した評価者全員により、評点に対する考え方、研究課題に対する所見の内容等に関し活発な議論が行われ、最終的に合議決定する仕組みである。

「〇△研究領域専門委員会」（8人）						
（領域内評価者）A、B、C						
（領域外評価者）D、E、F、G、H ← うち1人が司会役。						
（集計した書面審査結果に基づく審査資料のイメージ（評点部分のみ））						
	評定要素					研究概要
	(a)	(b)	(c)	(d)	総合評点	との整合性
応募者L（研究課題名）	3/4/4	3/4/4	3/4/4	4/4/4	<b>4/4/5</b>	◎/○/◎
応募者M（研究課題名）	3/4/3	3/3/3	4/4/3	4/3/2	<b>4/4/3</b>	○/△/△
応募者N（研究課題名）	3/3/2	3/3/3	2/3/3	3/3/2	<b>3/3/2</b>	○/○/△

【参考2：審査機構図、各委員会、専門委員会開催（実績）等のスケジュール】

平成21年度科学研究費補助金審査機構図



○ 平成 21 年度「新学術領域研究（研究領域提案型）」新規発足分の審査に係る各委員会開催実績

- ◆人文・社会系委員会・・・ 3月27日、6月15日
- ◆理工系委員会・・・・・・ 3月31日、6月23～24日
- ◆生物系委員会・・・・・・ 3月25日、6月26日
- ◆複合領域委員会・・・・・・ 4月2日、7月3日

○ 平成 21 年度「新学術領域研究（研究領域提案型）」継続の研究領域の審査（公募研究）に係る専門委員会開催実績

開催日	領域番号	専門委員会名	応募件数
6月1日(月)	2007	「 $\pi$ 空間」専門委員会	140
6月3日(水)	2008	「海底下の大河」専門委員会	11
	4001	「水和とATP」専門委員会	49
6月4日(木)	2001	「重い電子の秩序化」専門委員会	69
6月8日(月)	2006	「揺らぎと生体機能」専門委員会	161
	3001	「RNA制御学」専門委員会	75
	4003	「粒子人間植物影響」専門委員会	30
6月9日(火)	2010	「分子ナノ創発化学」専門委員会	108
	3003	「遺伝情報場」専門委員会	78
6月10日(水)	2004	「素核宇宙融合」専門委員会	31
6月11日(木)	3004	「分子行動学」専門委員会	66
6月12日(金)	1001	「比較地域大国論」専門委員会	12
	4002	「顔認知」専門委員会	90
	4004	「サンゴ礁学」専門委員会	11
6月15日(月)	2009	「新分子物質科学」専門委員会	94
6月16日(火)	3005	「配偶子制御」専門委員会	19
6月17日(水)	3002	「ロジスティクス」専門委員会	143
6月18日(木)	2003	「動的相関光科学」専門委員会	45
6月19日(金)	3006	「活性酸素シグナル」専門委員会	116
6月26日(金)	2005	「ソフト界面」専門委員会	196

## Ⅱ 「新学術領域研究（研究課題提案型）」の審査

### 1. 審査概況

#### (1) 応募書類の受付

「研究課題提案型」の応募書類は「電子申請システム」を活用して応募する方式を採っている（平成20年12月12日までに提出）。

また、後述するマスキング審査を行うため、計画調書について、

- ① 応募情報（研究代表者氏名、研究組織等の基礎情報）部分、
- ② 応募内容ファイルA項目（研究目的、研究計画等、書面審査時に使用する審査資料）、
- ③ 応募内容ファイルB項目（研究業績等、合議審査時にA項目とあわせて使用する審査資料）、

で構成している。

また、「研究課題提案型」では、審査希望分野として、「系・分野・分科・細目表」から審査を希望する「分科」を2つ選択することを要件としている。

#### (2) 審査体制

審査体制は、基本構成を次のとおりとしている。

- ① レフェリーによる審査（1分科2人×67分科）  
「系・分野・分科・細目表」の「分科」ごとに2人のレフェリーを配置。
- ② 第1段審査（1分野3人×10分野）  
「系・分野・分科・細目表」の「分野」ごとに3人の第1段審査を担当する評価者を配置。
- ③ 第2段審査（1分野1人×10分野）  
「系・分野・分科・細目表」の「分野」ごとに、第1段審査を担当する評価者の内から1人を選定の上、第2段審査を担当する評価者を配置。

#### (3) 審査手順

審査は、概ね次の手順で進めている。

- ① レフェリーによる審査（平成21年1月中旬～2月上旬）  
応募者が選択した「審査を希望する『分科』」ごとに書面審査を実施。

各研究課題の書面審査は、「分科」ごとに配置された2人のレフェリーが個別に行っており、審査基準に基づき「評点」等を付すこととなっている。

この審査では、計画調書のうち、「応募内容ファイルA項目（研究目的、研究計画等、書面審査時に使用する審査資料）」のみを活用した、マスキング審査を行っている。

なお、レフェリー審査の結果（評点等による意見）をもとに、採択候補研究課題の絞り込みを行っている。（728研究課題→321研究課題）

## ② 第1段審査（平成21年4月上旬～5月上旬）

応募者が選択した「審査を希望する『分科』」が属する「分野」ごとに、321研究課題について書面審査を実施。

各研究課題の書面審査は第1段審査を担当する評価者が個別に行っており、審査基準に基づき「評点」等を付すこととなっている。

この審査でも、「応募内容ファイルA項目（研究目的、研究計画等、書面審査時に使用する審査資料）」のみを活用した、マスキング審査を行っている。

なお、第1段審査がレフェリー審査と異なる主な点は、

- ・ 「分科」単位ではなく「分野」単位で審査を行うこと、
  - ・ レフェリーによる評点等による意見を参考にして審査を行うこと、
  - ・ 「評定要素」に「応募研究経費の妥当性」が加わること、
- である。

なお、第1段審査の結果（評点等による意見）をもとに、採択候補研究課題の絞り込みを行っている。（321研究課題→161研究課題）

## ③ 第2段審査（平成21年6月下旬）

応募者が選択した「審査を希望する『分科』」が属する「分野」ごとに、レフェリー審査及び第1段審査の結果を参照し、161研究課題について合議審査を実施。

この審査では、応募書類全体（研究業績等も含む計画調書全体）を活用した審査を行っている。

なお、第2段審査が第1段審査と異なる主な点は、

- ・ 合議審査であること、
  - ・ レフェリー審査及び第1段審査の結果を参照すること、
  - ・ 「評定要素」に「研究組織、研究遂行能力及び研究環境の適切性」が加わる
- こと、

である。合議審査を経て、最終的に80研究課題が採択となった。

## 2. 「一連の審査概況」に対する審査部会としての検証結果

### (1) 「応募書類の受付」について

他の研究種目でない取り組みとして、審査希望分野として、「系・分野・分科・細目表」から審査を希望する「分科」を2つ選択することを要件としている。

また、これも他の研究種目でない取り組みであるが、マスキング審査を行うことを前提として計画調書の構成を工夫している。

これらは、「従来の分科・細目区分では採択されにくい、新興・融合分野等における革新的・挑戦的な研究計画」を選定するための取り組みであるが、電子申請システムの入力支援もあって、特段問題は生じていないものとする。

### (2) 「審査体制」及び「審査手順」について

審査は、「評価規程」及び「審査要綱」に則って取り進められ、研究課題提案型委員会において採択候補研究課題が選定された。

また、審査手順としては、「レフェリーによる審査」、「第1段審査」、「第2段審査」の順に進めている。具体的には、

- ① 比較的専門の近い評価者によるマスキング審査（レフェリー）、
- ② 審査対象件数を絞り込んだ上でより広範な分野において革新的・挑戦的な研究を見極めるためのマスキング審査（第1段）、
- ③ 更に審査対象件数を絞り込んだ上で研究遂行能力等も加味した上で行う合議審査（第2段）、

となっている。

「レフェリーによる審査」及び「第1段審査」は書面審査であり、評価者が相互に意見交換する仕組みはないが、評価者の情報（氏名、所属及び職）及び当該評価者の書面審査結果（所見等を含む）を次段階の評価者に提示している。このため、「レフェリーによる審査」において、仮に認識誤りに基づくような評価が含まれている場合、次段階の「第1段審査」で審査内容が確認され、修正が図られることとなる。同様に、「第1段審査」において、仮に認識誤りに基づくような評価が含まれている場合、次段階の「第2段審査」で審査内容が確認され、修正が図られることとなっているので、特段問題はないと考えられる。

最終段階となる合議審査時においても、研究課題提案型委員会に参加した評価者全員により、評点に対する考え方、研究内容等に対する見解等に関し議論を行い、最終的に採択候補課題が選定されている。

このように、審査は、各段階における審査内容の確認に加え、最終的には合議審

査を経て決定する方式を採っており、仮に、評価者の専門が研究テーマとかなり異なり理解が難しい場合や、認識誤りに基づく評価が含まれたとしても、合議審査に至る過程で修正が図られる仕組みであるので、審査体制及び審査手順については、特段問題はないと考えられる。ただし、第1段審査では「分野」ごとに3人の評価者が審査を行うため、異なる分野から2つの分科を選択した場合は6人（3人×2分野）が審査を行うのに対し、同一の分野から2つの分科を選択した場合は3人で審査を行うこととなっているので、審査に当たっては、1課題当たりの評価者の数は統一するべきである。

また、評価者から、

- マスキング審査に対応するための「特定の個人を識別する個人情報」について、マスキングが徹底されていない計画調書が散見される。
- 第2段審査の評価者は、分野は同じであっても、評価者自身の専門から遠い研究内容である場合には、合議審議の場で適切な審査意見を述べるのが困難となる場合もあり、評価者の負担が大きくなっている。  
との意見があった。

このうち、「マスキング審査に対応するための『特定の個人を識別する個人情報』についてマスキングが徹底されていない計画調書が散見される」との評価者からの意見については、平成22年度公募要領において、レフェリーによる審査と第1段審査に用いる部分については「マスキング」に対応する必要があることをより強調するため、以下のとおり改善を行った。

- ① 「特定の個人を識別できるような場合など対応が不十分な研究課題については、それを理由に採択しないこともある」旨を明記した。
- ② 研究計画調書において、論文等、引用文献を記載する場合であって、研究組織内の者（研究代表者、研究分担者、連携研究者及び研究協力者）が著者として含まれる場合は、著者名は記載してはならないものとした。
- ③ その他、「マスキング」にかかる「問題となりうる例」を公募要領等に明記した。

特に、③については、「引用文献を示す場合」、「研究で使用する設備の設置場所を示す場合」、「承認を受けた倫理委員会の名称に研究機関を含む場合」の3例を具体的に示すなど、応募者にとってなるべくわかりやすいよう工夫したところである。

なお、このように研究計画調書の作成方法の改善を行ったとしても、応募者には研究計画調書の作成に相当な負担を強いることになる。

マスキング審査についてはこれまで2年間行ってきたが、その実施について、評価者からは見直すべきとの否定的な意見が依然としてある。それは結局、どのよ

うな手段を講じても、応募した研究分野、研究課題の関係等から応募者や所属する研究機関等、特定の情報がかなりの部分について推測できるからであり、結果として、マスキング審査の意味が薄れてしまうことになるからである。

例えば、研究計画調書に記載された、引用文献、技術用語、キーワードや化合物名等を検索すれば、どのグループからの応募か推定が可能である。このような情報を記述できないようにすると、応募者は、研究計画の内容について詳細に記述することが困難となり、このことにより、評価者は、研究計画の妥当性が十分に評価できないことが生じる可能性がある。

一定規模以上の研究計画の内容の実現可能性を判断するには、ある程度それまでの実績を考慮しなければならない面もあり、その意味でマスキング審査には課題もあると言わざるを得ない。

マスキング審査には、このような様々な問題があるということについては、しっかりと認識すべきである。